

予算特別委員会資料

令和7年度予算説明書

消 防 局

目 次

1 予算第 1 号議案 令和 7 年度神戸市一般会計予算（関係分）	P. 1
第 1 消防局予算の概要	P. 2
第 2 歳入歳出予算一覧表	P. 6
第 3 歳入予算の説明	P. 7
第 4 歳出予算の説明	P. 8
第 5 債務負担行為	P. 10
2 関連議案	
第 3 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件（関係分）	P. 13
第 8 号議案 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件（関係分）	P. 15
第 26 号議案 神戸市火災予防条例の一部を改正する条例の件	P. 18

1 予算第1号議案

令和7年度神戸市一般会計予算（関係分）

第1 消防局予算の概要

1 予算の概要

消防局は、「神戸消防グランドデザイン2025」に示す5つの将来像

将来像1 みんなで安全・安心に取り組むまち

将来像2 防災への心を育むまち

将来像3 命を大切に考え取り組むまち

将来像4 消防サービスが行き届くまち

将来像5 あらゆる災害に備えるまち

の実現を目指して施策を展開している。

令和6年能登半島地震以降も豊後水道や日向灘を震源とする大規模な地震が続き、南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、市民の防災・減災に対する関心が高まっている。また、高齢化社会の進展やICT環境の進化など、社会情勢も大きく変化している。

このような状況の中、災害対応力を強化するため、自然災害の現場を再現した実践的な訓練施設を整備すると共に、増大する救急需要に対応するため、救急体制の強化を図っていく。さらに、ドローンをはじめとした最新テクノロジーの活用により市民の安全・安心の確保にも取り組んでいく。

そこで、令和7年度消防局予算案は、緊急性が高く、特に優先すべき事業を中心に予算編成を行った。

2 主な施策

(1) みんなで安全・安心に取り組むまち

- ① 防災福祉コミュニティ支援事業の推進 42,559 千円
 - ・将来の地域防災の担い手である若い世代に対する防災教育の推進
 - ・地域防災活動の活性化事業の推進
 - ・防災資機材更新に対する助成
- ② 消防団の充実・強化 644,143 千円
 - ・消防団員の入団促進、処遇改善
 - ・消防団詰所や消防団積載車、小型動力ポンプ等の整備
 - ・新たな救助資機材（ストライカー）の整備
- ③ 市民消火用資機材の整備 56,000 千円
 - ・地域住民が初期消火活動に使用するための小型動力ポンプの更新

(2) 防災への心を育むまち

- ① 火災予防広報の充実強化 3,648 千円
 - ・住宅火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器などの普及促進と維持管理の啓発を推進
- ② 防災教育・市民研修の推進 9,964 千円
 - ・地震や土砂災害などを疑似体験できるVRゴーグルや消火訓練ができるARゴーグルを用いた防災教育を推進
 - ・VRゴーグルを用いた起震車による地震体験
 - ・視覚的に救命効果がわかる資機材を活用した市民救命士講習の推進



起震車による地震体験の様子

- <新> ③ 震災30年を契機とした防災啓発 5,000 千円
 - ・全国の救助隊員が救助技術を披露し競い合う第53回全国消防救助技術大会の神戸開催に合わせ、同会場において震災30年で培われた自助・共助の取り組みの振り返りや最新の消防防災技術の展示を行う。

(3) 命を大切に考え取組むまち

<新> ① 救急需要に対応するための救命体制の強化

47,650 千円（うち6年度補正予算繰越 47,650 千円）

- ・救急部の創設
- ・デイトタイム救急隊の増設

② 救急活動における医療機関との連携の電子化に向けたシステム構築

87,588 千円（うち6年度補正予算繰越 81,362 千円）

- ・医療機関との連携を電子化する新たなシステムを構築し、医師への情報伝達を確実、迅速化させ、救命率の向上を図る。



救急搬送の様子（イメージ）

③ 救急車の適正利用の促進

2,514 千円

- ・「救急安心センター事業（#7119）」等の広報による救急車適正利用の推進

④ 高度救命体制

28,216 千円

- ・救急救命士 10 名の新規養成及び処置拡大の実習等を実施

(4) 消防サービスが行き届くまち

① 市民防災総合センター（消防学校）の改修

948,279 千円

- ・ICT 環境を最新化し、教育機能の向上を図るほか、大規模災害時の受援施設として緊急消防援助隊の受け入れがさらに充実するよう改修を行う。
- ・災害現場を再現し、実践的な訓練が可能な施設を整備することで、激甚化・頻発化する災害に対応できる職員を育成する。



重機を活用した訓練



土砂災害からの救出訓練

② 消防庁舎の整備・改修

1,257,716 千円（うち 6 年度補正予算繰越 47,036 千円）

- ・ 灘消防署の建替え（設計・工事）
- ・ 待機室の個室化工事
- ・ 女性用ユーティリティの整備

③ 防災活動車両等の整備

740,182 千円

- ・ CAFS 付タンク車 1 台
- ・ 30m級はしご車 1 台
- ・ タンク付特殊災害対策車 1 台
- ・ ポンプ付救助工作車 1 台
- ・ 大型水槽車 1 台
- ・ 高規格救急車 6 台

<新>

④ 情報収集ドローンの整備

37,364 千円

- ・ 災害状況を迅速に把握するためのドローンの整備



情報収集用ドローン

(5) あらゆる災害に備えるまち

① 消防指令事務の共同運用にむけたシステム構築

2,013,326 千円

- ・ システム構築業務（R 9 年度次期システム稼働）。消防指令事務の連携・協力により、神戸市、三田市の災害情報を一元管理することで、応援体制の強化を実現し、両市の市民サービスの向上を図る。

② 神戸市・兵庫県消防防災ヘリコプター共同運航

393,374 千円

- ・ 消防防災ヘリコプター 3 機の共同運航を継続
- ・ 神戸市保有の 1 機を更新（R 6 年度～R 8 年度）

③ 消防救急デジタル無線基地局等の機器更新

233,000 千円

- ・ 本部や消防署、消防車・救急車等デジタル無線機器の計画的な更新（R 3 年度～R 9 年度）

第2 歳入歳出予算一覧表

(単位：千円)

歳 入		予 算 額	備 考
款	項		
16	分担金及負担金	304,326	
	1 負担金	304,326	
17	使用料及手数料	41,204	
	1 使用料	10,143	
	2 手数料	31,061	
18	国庫支出金	20,000	
	2 補助金	20,000	
19	県支出金	306,240	
	1 負担金	305,240	
	2 補助金	1,000	
20	財産収入	24,083	
	1 財産運用収入	16,138	
	2 財産売却収入	7,848	
	3 基金収入	97	
21	寄附金	170,000	
	1 寄附金	170,000	
22	繰入金	50,610	
	2 基金繰入金	50,610	
24	諸収入	111,523	
	7 雑入	111,523	
25	市債	5,189,000	
	1 市債	5,189,000	
歳入合計		6,216,986	

(単位：千円)

歳 出		予 算 額	備 考
款	項		
12	消防費	23,681,677	
	1 消防費	23,681,677	
歳出合計		23,681,677	

第3 歳入予算の説明

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
16 分担金及負担金	304,326	147,005	157,321	
1 負担金	304,326	147,005	157,321	
4 消防費負担金	304,326	147,005	157,321	
1 消防費負担金	304,326	147,005	157,321	消防指令・情報システム整備負担金
17 使用料及手数料	41,204	43,876	△ 2,672	
1 使用料	10,143	10,085	58	
9 消防使用料	10,143	10,085	58	
1 消防施設	10,143	10,085	58	駐車場利用料等
2 手数料	31,061	33,791	△ 2,730	
7 消防手数料	31,061	33,791	△ 2,730	
1 危険物取扱許可等	31,061	33,791	△ 2,730	危険物製造所設置許可等手数料
18 国庫支出金	20,000	5,000	15,000	
2 補助金	20,000	5,000	15,000	
10 消防費補助	20,000	5,000	15,000	
1 消防団力向上モデル事業	5,000	5,000	0	消防団充実強化の推進
2 特殊地下壕対策補助	15,000	0	15,000	特殊地下壕対策事業
19 県支出金	306,240	272,302	33,938	
1 負担金	305,240	271,302	33,938	
3 消防費負担金	305,240	271,302	33,938	
1 へり共同運航負担金	305,240	271,302	33,938	神戸市・兵庫県消防防災へり共同運航負担金
2 補助金	1,000	1,000	0	
8 消防費補助	1,000	1,000	0	
1 消防団活性化事業費補助	1,000	1,000	0	消防団活性化事業費補助金
20 財産収入	24,083	25,502	△ 1,419	
1 財産運用収入	16,138	17,982	△ 1,844	
2 貸家料	16,138	17,982	△ 1,844	
1 公舎	16,138	17,982	△ 1,844	中央待機宿舎使用料等

(単位：千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
2 財産売払収入	7,848	7,510	338	
3 物品売却代	7,848	7,510	338	
6 消防局	7,848	7,510	338	車両等売却代
3 基金収入	97	10	87	
1 基金収入	97	10	87	
12 防災安全推進基金	97	10	87	預金利息
21 寄附金	170,000	145,000	25,000	
1 寄附金	170,000	145,000	25,000	
2 其他寄附	170,000	145,000	25,000	
11 消防局	170,000	145,000	25,000	篤志者等寄附
22 繰入金	50,610	47,806	2,804	
2 基金繰入金	50,610	47,806	2,804	
1 基金繰入金	50,610	47,806	2,804	
14 防災安全推進基金繰入	50,610	47,806	2,804	防災安全推進基金
24 諸収入	111,523	111,739	△ 216	
7 雑入	111,523	111,739	△ 216	
5 償還金	1,456	1,208	248	
22 消防局	1,456	1,208	248	施設使用電気使用料償還金等
9 雑入	110,067	110,531	△ 464	
17 消防局	110,067	110,531	△ 464	消防団員等公務災害補償等共済基金受入等
25 市債	5,189,000	2,916,000	2,273,000	
1 市債	5,189,000	2,916,000	2,273,000	
7 消防債	5,189,000	2,916,000	2,273,000	
1 消防施設整備事業公債	5,189,000	2,916,000	2,273,000	庁舎・車両等整備
合 計	6,216,986	3,714,230	2,502,756	

第4 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県 支出金	市 債	そ の 他 特定財源	一般財源
12 消 防 費	23,681,677	21,789,918	1,891,759	326,240	5,189,000	701,746	17,464,691
1 消 防 費	23,681,677	21,789,918	1,891,759	326,240	5,189,000	701,746	17,464,691
1 職員費	15,777,651	16,291,776	△ 514,125	-	-	-	15,777,651
2 消防費	1,596,595	1,626,449	△ 29,854	-	-	254,471	1,342,124
3 消防団費	639,000	570,488	68,512	6,000	395,000	94,199	143,801
4 消防施設等 整備費	5,668,431	3,301,205	2,367,226	320,240	4,794,000	353,076	201,115

1 職 員 費

15,777,651 千円

本目は、消防職団員等の給料等に要する経費である。

(1) 給 料	6,187,528 千円
(2) 職員手当等	6,504,966 千円
(3) 共 済 費	2,514,572 千円
(4) 旅 費	10,384 千円
(5) 報 酬	560,201 千円

2 消 防 費

1,596,595 千円

本目は、火災予防、消火、救急、救助、水防等の消防活動並びに消防本部、市民防災総合センター、消防署所の運営管理に要する経費である。

(1) 事務管理費	337,498 千円
(2) 人事厚生費	100,009 千円
(3) 施設管理費	101,951 千円
(4) 消防自動車等管理費	250,717 千円
(5) 情報通信施設管理費	85,343 千円
(6) 管制システム運営費	202,319 千円
(7) 予防査察費	63,007 千円
(8) 警 防 費	277,590 千円
(9) 救急業務費	138,907 千円
(10) 救助業務費	9,353 千円
(11) 市民防災総合センター運営費	29,901 千円

3 消 防 団 費

639,000 千円

本目は、消防団の運営管理に要する経費等である。

(1) 活動運営費及び研修訓練費	17,910 千円
(2) 施設・機械維持管理費	30,751 千円
(3) 退職報償金・災害補償費	177,751 千円
(4) 装備・被服等整備費及び事務費	17,588 千円
(5) 施設等整備費	395,000 千円

4 消防施設等整備費

5,668,431 千円

本目は、消防庁舎、消防車両、消防資機材の整備等に要する経費である。

(1) 消防庁舎等整備費	2,223,323 千円
(2) 消防車両等整備費	740,182 千円
(3) 消防資機材等整備費	59,000 千円
(4) 情報通信施設関連経費	2,252,552 千円
(5) 航空機動隊関連経費	393,374 千円

第5 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
危機管理センター庁舎発電機整備	令和7年度～令和8年度	10,000
消防団施設等整備	令和7年度～令和8年度	196,000
防災活動車両充実強化	令和7年度～令和8年度	631,000
消防指令・情報システム機器接続改修費等	令和7年度～令和8年度	74,000
灘消防署建替	令和7年度～令和10年度	3,006,000

2 關 連 議 案

第 3 号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件（関係分）

第 8 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件（関係分）

第 26 号議案

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例の件

第 3 号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第 4 条 神戸市消防団員退職報償金支給条例（昭和 39 年 6 月条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(退職報償金支給の制限) 第 7 条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(4) [略]	(退職報償金支給の制限) 第 7 条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(4) [略]

(消防団条例の一部改正)

第 8 条 神戸市消防団条例（昭和 58 年 10 月条例第 23 号）の一部を次のように改正

する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)、(3) [略]	(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)、(3) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(施行の細目)

- 7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、規則で定める。

理 由

刑法（明治40年法律第45号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。

第 8 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件
神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)

第 6 条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年 1 月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(消防職員手当) 第36条 消防職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する職員に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(7) [略] (8) <u>消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として出動して行う業</u>	(消防職員手当) 第36条 消防職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する職員に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(7) [略]

務等であって次に掲げるもの 日額1,080円を超えない範囲内において消防長が定める額

ア 緊急消防援助隊として出動して行う、消防組織法第44条第1項に規定する消防の応援等

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された本市の区域外の地域に、消防組織法第39条第2項の規定による協定に基づき出動して行う消防の応援

(9) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）に規定する国際緊急援助隊として派遣されて行う、同法第2条に規定する国際緊急援助活動 日額4,000円を超えない範囲内において消防長が定める額

2～4 [略]

5 第1項第8号に定める業務に従事する職員のうち、消防長が定める時間帯又は区域において消防長が定める業務に従事する職員に対しては、日額1,080円を超えない範囲内において消防長が定める額を第1項第8号に定める額に加算して支給する。

2～4 [略]

6 第 1 項第 9 号に定める業務に従事する職員のうち、心身に著しい負担等を与えるものとして消防長が定める業務に従事する職員に対しては、日額 4,000 円を超えない範囲内において消防長が定める額を第 1 項第 9 号に定める額に加算して支給する。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 第 6 条の規定による改正後の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例第 36 条の規定は、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。

(施行細則の委任)

第 5 条 第 1 条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め、第 2 条及び第 6 条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定め、第 3 条の規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定め、第 4 条及び第 5 条の規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

職員の人事・給与に関する制度の見直しを実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 26 号議案

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例の件

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市火災予防条例(昭和37年 4 月条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(防火対象物の安全避難)</p> <p>第 49 条 [略]</p> <p>2 令別表第 1 (5) 項及び(6) 項に掲げる防火対象物並びに同表(16) 項に掲げる防火対象物のうち同表(5) 項又は(6) 項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模</p>	<p style="text-align: center;"><u>(百貨店等の収容人員)</u></p> <p><u>第 48 条の 2 百貨店等の関係者は、収容人員の適正化に努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(防火対象物の安全避難)</p> <p>第 49 条 [略]</p> <p>2 令別表第 1 (5) 項及び(6) 項に掲げる防火対象物並びに同表(16) 項に掲げる防火対象物のうち同表(5) 項又は(6) 項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模</p>

様替えをする者は、二方向避難経路（就寝の用に供する居室から出入口等を経由して避難することができる主たる経路のほかバルコニー等を経由して避難することができる経路をいう。）を確保しなければならない。ただし、消防長が火災予防上支障がないと認める措置を講じたときは、この限りでない。

3 [略]

（一時的に劇場等又は展示場の用途に供する防火対象物への準用）

第50条 第43条から第44条の3まで、

様替えをする者は、二方向避難経路（居室から出入口等を経由して避難することができる主たる経路のほかバルコニー等を経由して避難することができる経路をいう。）を確保しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 延べ面積が6,000平方メートル未満の防火対象物について有効にスプリンクラー設備を設置するとき。

(2) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物（高齢者専用部分又は身体障害者専用部分を含むものを除く。）で次のいずれかに該当するものを設置するとき。

ア 令第21条に規定する基準を満たす自動火災報知設備（防火対象物の階数が2であるときに限る。）

イ 屋外の階段（防火対象物の延べ面積が150平方メートル未満であるときに限る。）

3 [略]

（一時的に劇場等又は展示場の用途に供する防火対象物への準用）

第50条 第43条から第44条の3まで、

第46条、第48条及び第49条の2第1項の規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

第50条の7及び第50条の8 削除

(消防用設備等の設置計画の届出)

第56条の2 [略]

2 前項の規定による届出は、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知の際に行わなければならない。

第46条、第48条、第48条の2及び第49条の2第1項の規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

(防火管理者等の講習)

第50条の7 防火対象物の管理について

権原を有する者は、次の各号に掲げる者に対して、消防長又は消防署長が行う防火管理に関する講習を受けさせなければならない。

(1) 法第8条の規定により選任した

防火管理者

(2) 法第8条の2の規定により選任

した統括防火管理者

第50条の8 削除

(消防用設備等の設置計画の届出)

第56条の2 [略]

2 前項の規定による届出は、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知の際に行わなければならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

建築基準法改正や社会情勢の変化等を鑑み、規制の合理化を図る等に当たり、条例を改正する必要があるため。